

2025年 9月 10日

オハラ樹脂工業株式会社
代表取締役 尾 原 慶 則 殿

JMITU愛知地方本部
執行委員長 北 村 淳
(押印略)

JMITU愛知支部
執行委員長 平 田 英 友
(押印略)

同 オハラ樹脂工業分会
分会 長 朝 倉 健 次



■■■■■■■■■■氏の退職金に関する
団体交渉開催要求書

当労組は、当労組組合員である■■■■■■■■■■氏の退職金に関して下記要求致します。

記

- 1 貴社は「管理部長 尾関鉄雄」氏を通じて、本年9月20日付で定年退職を迎える■■■■■■■■■■氏（以下、「■■■■■■■■■■氏」という）の退職金に関して本人に、「支払うことはできない」と通知されました。その理由として尾関氏は、「正社員であることが確認できない（期限切れで失効している）」、「労働条件通知書（2003年8月28日作成）の退職金の支給項目が無しになっている」、「正社員である証拠を見せてくれれば支払う」などと説明されたようです。

これに対し■■■■■■■■■■氏が「では雇用形態は何か」と尋ねたところ、尾関氏は尾原社長に確認した内容も踏まえて「最新の契約内容が確認できない」、「分からないため古い契約が自動更新されている」と述べ、さらに尾関氏は「従業員」、「正社員とアルバイトの中間」、「嘱託社員」などと、就業規則に存在しない訳の分からない説明をされたようであります。

しかし、上記のような尾原社長及び尾関氏の「説明」が説明になっていないことは明らかであり、およそ社長や管理職に値しない的外れで不誠実な対応と言わな

ればなりません。

- 2 加えて■■■■氏と同条件で雇用されていた■■■■氏および、■■■■氏にはそれぞれ退職金が支払われています。これについて尾関氏は、「それは関係ない」、「退職金を支払ったのはミス」と言い訳していたようですが、これもまた説明になっていないだけでなく誤魔化しであるとしても甚だしい失当であります。

何れにせよ、今更20年以上も前の、且つ期限が切れた「労働条件通知書」を持ち出し、「自動更新」などとの弁明が社会に通用するはずのないことは子供騙しにもならない詭弁であり、ふざけるのも程々にして頂きたいものです。

- 3 さらに尾関氏は、日本語の理解も儘ならない外国人の■■■■氏に対し、通訳を介さず、退職金が出ないことを一方的に告げた上で、「■■■万円ぐらいなら払ってあげてもよい」など意味不明の条件を持ち出し、その場でサインを強要されたようであります。

退職金は賃金の後払い的性格を持ち、定年後の生活を大きく左右する重要な生活費であり、それを軽んじて恰も決定事項であるかのような尾原社長及び尾関氏の言動は到底容認できるものではありません。

- 4 当労組と致しましては、■■■■氏への退職金を速やかに満額支払われるよう求めるとともに、上記これまでの言動について猛省され、■■■■氏と当労組に対して書面での謝罪を要求するとともに、上記1～3についての具体的なご回答を、本年9月16日（火）17時30分までに当労組分会宛為されるとともに、団体交渉開催を以下の通り要求致します。

（1）開催希望日

第一希望日：2025年9月23日（火）

第二希望日：2025年9月25日（木）

第三希望日：2025年9月26日（金）

開催場所：オハラ樹脂工業 本社3階食堂

開始時間：18時30分より

参加人員：双方10名程度以内とした上で、■■■■氏本人及び通訳1名の同席

開催条件：録画、中継はせず、傍聴もせず、組合員は別室で待機致します。

（2）議題

上記■■■■氏への退職金支払い金額について

- 5 繰り返しになりますが、開催条件の公平性を考慮し、団交ルールが決まるまでは、当労組及び貴社の開催条件を交互に実施することを要求致します。尚、①20

20年9月8日及び、②同年9月23日、③同年12月21日、④2022年9月2日、⑤同年12月27日、⑥2023年11月24日、⑦2024年4月19日、⑧同年12月25日の8回の団体交渉は、当労組が貴社の我が儘に耐え、譲って貴社開催条件で応諾して参りました。したがって、次回こそは当労組提案の開催条件で実施することを強く要求致します。

以 上